令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　秋田県湯沢市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.0%
全職員	73.1%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給与については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部長級相当職	－
課長級相当職	97.5%
課長補佐級相当職	96.4%
係長級相当職	96.5%

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	89.7%
31～35年	93.9%
26～30年	99.0%
21～25年	91.5%
16～20年	92.0%
11～15年	94.1%
6～10年	91.4%
1～5年	80.3%

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は81.0%となっている。

・住居手当についても、男性職員に支給している場合が多く住居手当の受給者に占める男性職員の割合が88.1%となっている。

・班長職以上の女性職員の割合は部長級0%、課長級16.1%、班長級29.5%となっている。